

線量限度 国際放射線防護委員会（ICRP）勧告と国内法令の比較

		職業被ばく		公衆被ばく	
		国際放射線 防護委員会 (ICRP) 2007年勧告	放射線障害の防止に 関する法令 (日本) 平成24年3月時点	国際放射線 防護委員会 (ICRP) 2007年勧告	放射線障害の防 止に関する法令 (日本) 平成24年3月時点
実効線量の 線量限度		定められた5年間の 平均が20mSv いかなる1年も 50mSvを超えるべき でない	勧告に同じ	1mSv/年（例外的 に5年間の平均が年 あたり1mSvを超え なければ、単一年 に限度を超えるこ とが許される場合 がある）	線量限度の規定 はない（事業所 境界の線量限度、 排気排水の基準 は1mSv/年を基 に設定してい る）
等 線 量 限 度 の 等 価 線 量 限 度	眼水晶体	150mSv/年	150mSv/年	15mSv/年	—
	皮膚	500mSv/年	500mSv/年	50mSv/年	—
	手先、 足先	500mSv/年	—	—	—
職業人 (女子の場合) の線量限度		妊娠の申告以降の妊 娠期間に胎児の等価 線量(子宮内被ば く)が1mSvを越え ないようにする	5mSv/3月 妊娠の事実を知った 後、出産まで 腹部表面の等価線量 限度2mSv 内部被ばく1mSv	—	—

mSv : ミリシーベルト

日本の現行法令には、まだ、国際放射線防護委員会（ICRP）の2007年勧告の取り入れは行われていませんが、線量限度については、2007年勧告と1990年勧告に大きな違いはないため、ほとんどが2007年勧告と合致しています。なお、職業人女性の線量限度（5ミリシーベルト/3か月）のように、日本特有の線量限度も存在します。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2015年3月31日